



今月の視点

## 役員退職金の勘どころ

### ～ 税務の取扱いと税務調査への対応【パートⅡ】 ～

役員退職金は給与等とは違った計算方法により所得税を算出します。通常、「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出します。会社は支払退職金から所得税等を計算し源泉徴収をします。

#### I 所得税はこうして計算

退職金については、所得税計算は他の所得や給与等と異なり、有利となっています。一般的に長期間の貢献ある役務提供の結果として得られたものであるという点が考えられているからでしょう。

税率は累進税率ですから退職金が多いほど所得税は高くなります。長期（20年超）になれば有利になります。年数は切り上げ、最低は80万円です。加えて、障害者が起因としての退職は100万円の加算となります。

所得税の2.1%を乗じたものが復興特別所得税、そして住民税が加算されます。

#### 【退職所得の計算方法】

◎勤続年数が5年超の役員の場合

$$(\text{退職により支払われる退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

＝退職所得（通常の税額表で計算）

◎勤続年数が5年以下の役員の場合

$$(\text{退職により支払われる退職金} - \text{退職所得控除額})$$

＝退職所得（通常の税額表で計算）

#### 【退職所得控除額の計算例】

◎勤続年数が13年の人の場合の退職所得控除額（1年に付40万円）

$$40 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数}) = 40 \text{ 万円} \times 13 \text{ 年}$$

$$= 520 \text{ 万円}$$

◎勤続年数が25年の人の場合の退職所得控除額（20年超は1年に付70万円）

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

$$= 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年} = 1,150 \text{ 万円}$$

#### II 損金算入の事業年度は？

株主総会の決議書によりその額が確定した日の事業年度とします。さらに、会社が退職金を支払った日の事業年度に、その支払った額を損金経理した場合も認められます。なお、株主総会で支給を決め、額や時期は取締役会で一任された場合は取締役会の決議事業年度

となります。また、引当金計上会社は加算項目となり決議されれば未払振替して損金算入となります。仮払経理した場合は、決議等により確定事業年度での損金算入となります。

### III 分割払いする場合での注意点

退職金は一般的には高額となり、資金繰り上一度に支給されず、何回かの分割払いもあるでしょう。

株主総会の決議等を基準に具体的に決まった年度での損金算入です。また、支給の都度損金算入の方法もあるでしょう。しかし、利益調整とみられないように特段の理由にも配慮しましょう。

長期にわたる分割払いも要注意です。一時の退職金でなく、退職年金と扱われる可能性が高くなります。年金となれば、一時でなくその支払いの都度の損金であるし、税金は雑所得としてより高い税金となります。

### IV 取締役から監査役になった場合等はどうなる？

役員の退任という事実を考えますが、すぐに再任、常勤から非常勤に勤務形態が変わる、取締役から監査役へ、などがあります。

まず再任ですが、実質的に役員の状態が続いていると考えられ、退任とは認められないこととなります。

非常勤への変更も地位は続いていますので原則考えられません。しかし、通達により一定の場合には、常勤から非常勤で退任と認められます。すなわち、分掌変更等により、その役員の地位が大きく変わり、実質的に退任したと同様の事情を判断される場合です。

監査役への変更も同様です。注意すべきは実質的には従来と変わらないかがポイントです。その一つとして役員給与が分掌変更後概ね50%以上減少した場合、退職と同様に取り扱われます。また、退職金は実際に支払われており、未払金でないことが損金算入のポイントです。その理由は、これらはあくまで例外であるということです。

### V 税務調査に備えての用意は？

役員退職金を損金算入するためには株主総会の決議に基づき、額、時期等を確定することです。そのために総会を適法に開き、退職金贈呈の決議を採り議事録により明らかにして、その上公証役場の確定目録も取りましょう。そして、必要な登記をしましょう。

金額については、合理的に説明できる資料、在籍期間、功績倍率、その他退職金規定など必須です。

分掌変更においては、形式だけでなく、その必然性や妥当性にも留意すべきです。

調査は不相当に高額かどうか、規定など資料は、支給実績は、誰に支払われているか、源泉は等、種々に実施されます。

退職の都度慎重な手続きや対応によることが望まれます。

退職金は金額も大きく、頻度は少ないと思われます。長期的なサイドで考えていきましょう。

石川 光男

**今後のセミナー** FAXにてお申込みをお願いします。

1. 11月30日(土) 一般社団法人 全国相続協会  
テーマ 「 想いが通じる遺言書の書き方 」  
～ あなたは誰に財産を託しますか? ～  
講師 石川 光男 氏  
時間 16:00～19:00 会費 1,000円  
場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

**熱田・港倫理法人会のセミナー** お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 11月21日(木) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 『一本』を取る倫理経営! 」  
講師 河原 龍秀  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
2. 11月27日(水) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 負債110億円からの復活～倫理で知った夫婦愛和と祖先の大切さ～」  
講師 山脇 健司 氏  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ
3. 11月28日(木) 経営者モーニングセミナー  
テーマ 「 負債110億円からの復活! 幸せになる法則発見! 」  
講師 山脇 健司 氏  
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料  
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。

受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場…金山ゼミナールプラザ

〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15 TEL 052-331-6411

**11月の税務と労務**

- ・ 9月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(12月2日)
- ・ 3月の決算法人の中間申告、納税 期限(12月2日)
- ・ 3月の決算法人の消費税の中間申告 期限(12月2日)
- ・ 10月分源泉所得税納付 期限(11月11日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男  
〒456-0051 名古屋市中区熱田区四番二丁目14番34号  
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

[ishikawa@ishikawakk.or.jp](mailto:ishikawa@ishikawakk.or.jp)

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榊原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番  
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569

[mbara623@k6.dion.ne.jp](mailto:mbara623@k6.dion.ne.jp)